お知らせ（１）

## 学生の新規入会に関する年会費特例措置のお知らせ

公益社団法人日本栄養・食糧学会（以下 学会とします）は、４月１日に新年度が始まり、その年度の５月頃に年次大会を開催しております。一方で一般演題発表（以下　発表）の登録は通常前年 12 月が締め切りとなっています。

年次大会において発表をされる場合、筆頭著者は学会の会員であることを要します。非会員の方には、まず入会手続きと登録年度の年会費納付をしていただかないと演題登録ができないことになっており、学生が発表する場合、一度の発表のみでも 2 年間会員となる必要があり、この点の解決を求める意見が出されておりました。そこで、翌年度の大会で発表するために新規に入会する学生について、以下のように年会費負担の軽減策を導入することになりました。

学生が発表のために入会する場合、入会申請手続きをして翌年度（発表する年度）の学生会費の前納をしていただくことにより、演題登録が可能となります。すなわち、新入会の学生会員に限っては、入会予約状態となり、演題登録年度の会費の納入は免除されます。

このことにより、新入学生会員の経済的負担が減少し、より多くの学生会員に研究成果発表の機会が与えられることが期待されます。指導教員の先生方におかれましては、対象となる学生諸氏に周知いただくとともに、多くの学生諸氏が積極的に入会し、発表するようお勧めくださいますようお願い申し上げます。

なお、学生会員以外の新入会員は、従来通り演題登録年度の年会費をお納めいただく必要がありますので、何卒ご承知おき下さい。

新規入会学生の年会費特例措置の適用条件

特例措置の適用を受けて、発表する年次大会の年度からの新規入会を希望する学生が、学生会員として、その大会で発表するためには、以下の条件を満たす必要があります。

適用の対象：年次大会での発表のための演題登録をする学生

適用の条件：演題登録時（大会前年度 12 月締切）に入会申し込みをし、発表する大会年度の学生会費を前納すること

特例措置：発表する大会年度からの学生会員となる。前年度の会費支払いの義務はない。

註）

１．この特例措置の適用を受けずに新規入会を希望する方は、随時、入会を受け付けます。

２．会員として登録されますと、会誌への投稿、年次大会での発表の権利を持ち、会員として登録された年度の会誌が配布されます。

３．学生会員が学生でなくなった場合は、その旨の申し出を受け、正会員への登録変更をします。

４．紹介者がいない場合、学生会員として継続して登録を受けるには、年度ごとの学生証の提示が必要となる場合があります。

５．発表する大会年度などをもち、1 年間で退会を希望する場合には、入会時に、「次年度自動退会」を選択してください（学生会員のみ）。

６．社会人等学生でない方が新規入会し、年次大会で発表する場合は、これまでと同様に演題登録年度、発表年度とも正会員の会費納入をお願いします。

（令和 6 年 11 月）